

8の1	国道 265 号	第二種 禁止地域	阿蘇くじゅう国立公園との境界（阿蘇市一の宮町坂梨地内）	阿蘇くじゅう国立公園との境界（高森町上色見地内）	路端から 300 メートル以内	阿蘇市 高森町
8の2	国道 265 号	第三種 禁止地域	高森町と山都町との境界	宮崎県との境界	路端から 200 メートル以内	山都町

3 の 項 の 表 9 の 2 の 項 及 び 9 の 3 の 項 を 次 の よう に 改 め る。

9の2	国道 266 号	第三種 禁止地域	モタレノ瀬戸一号橋（宇城市三角町波多地内）	亀崎閘門橋（宇城市不知火町亀松地内）	路端から 100 メートル以内	宇城市
9の3	国道 266 号	第三種 禁止地域	浅井手川との交点（宇城市松橋町松橋地内）	市道花園曲野線との交点（宇城市松橋町曲野地内）	路端から 100 メートル以内	宇城町

3 の 項 の 表 9 の 5 の 項 を 次 の よう に 改 め る。

9の5	国道 266 号	第二種 禁止地域	国道 57 号との交点（宇城市三角町三角浦地内）	市道田端船江線との交点（上天草市大矢野町上地内）	路端から 300 メートル以内	宇城市 上天草市
-----	----------	----------	--------------------------	--------------------------	-----------------	----------

3 の 項 の 表 13 の 2 の 項 から 13 の 5 の 項 ま で を 次 の よう に 改 め る。

13の2	国道 325 号	第三種 禁止地域	市道梶屋川北 2 号線との交点（山鹿市鹿本町梶屋地内）	県道植木インター菊池線との交点（菊池市野間口地内）	路端から 100 メートル以内	山鹿市 菊池市
13の3	国道 325 号	第二種 禁止地域	菊池橋（菊池市赤星地内）	国道 57 号との交点（大津町室地内）	路端から 300 メートル以内	菊池市 大津町
13の4	国道 325 号	第二種 禁止地域	村道東下田栃木線との交点（南阿蘇村河陽地内）	国道 265 号との交点（高森町高森地内）	路端から 200 メートル以内	南阿蘇村 高森町
13の5	国道 325 号	第三種 禁止地域	国道 265 号との交点（山都町柳地内）	宮崎県との境界	路端から 200 メートル以内	高森町 山都町

3 の 項 の 表 14 の 6 の 項 及 び 14 の 7 の 項 を 次 の よう に 改 め る。

14の6	国道 387 号	第一種 許可地域	市道花房森北線との交点（菊池市広瀬地内）	市道富の原西線との交点（菊池市泗水町吉富地内）	路端から 100 メートル以内	菊池市
14の7	国道 387 号	第三種 禁止地域	市道富の原西線との交点（菊池市泗水町吉富地内）	九州縦貫自動車道との交点（西合志町須屋地内）	路端から 100 メートル以内	菊池市 合志町 西合志町

3 の 項 の 表 17 の 1 の 項 及 び 17 の 2 の 項 を 次 の よう に 改 め る。

17の1	国道 443 号	第三種 禁止地域	福岡県との境界	南関町関町字堂園 1500 番 1 地先	路端から 100 メートル以内	南関町
17の2	国道 443 号	第一種 許可地域	南関町関町字堂園 1500 番 1 地先	県道大牟田南関線との交点（南関町迎町地内）	路端から 100 メートル以内	南関町

3 の 項 の 表 18 の 2 の 項 を 次 の よう に 改 め る。

18の2	国道 445 号	第三種 禁止地域	若宮神社前（御船町辺田見地内）	町道田小野杉木線との交点（山都町杉木地内）	路端から 100 メートル以内	御船町 山都町
------	----------	----------	-----------------	-----------------------	-----------------	---------

3 の 項 の 表 21 の 6 の 項 を 次 の よう に 改 め る。

21の6	県道大牟田南関線	第一種 許可地域	町道中町関村線との交点（南関町関町地内）	国道 443 号との交点（南関町迎町地内）	路端から 100 メートル以内	南関町
------	----------	----------	----------------------	-----------------------	-----------------	-----

3の項の表21の7の項及び21の8の項を次のように改める。

21の7	県道日田鹿本線	第三種 禁止地域	市道下島田中村線との 交点（山鹿市菊鹿町山 内地内）	県道鹿本松尾線との交 点（山鹿市鹿本町来民 地内）	路端から100 メートル以内	山鹿市
21の8	県道別府一の宮線	第二種 禁止地域	阿蘇くじゅう国立公園 の特別地域との境界	阿蘇市役所前（阿蘇市 一の宮町宮地地内）	路端から300 メートル以内	阿蘇市

3の項の表21の10の項を次のように改める。

21の10	県道八代鏡宇土線	第三種 禁止地域	鏡町と竜北町との境界	鹿児島本線との交点 （宇城市松橋町東松崎 地内）	路端から100 メートル以内	竜北町 宇城市
-------	----------	-------------	------------	--------------------------------	-------------------	------------

3の項の表21の16の項及び21の16の2の項を次のように改める。

21の16	県道熊本高森線	第二種 禁止地域	県道堂園小森線との交 点（西原村小森地内）	県道矢部阿蘇公園線と の交点（南阿蘇村久石 地内）	路端から300 メートル以内	西原村 南阿蘇村
21の16の2	県道熊本高森線（俵山バイパス）	第二種 禁止地域	現道との交点（西原村 小森地内）	現道との交点（南阿蘇 村河陰地内）	路端から300 メートル以内	西原村 南阿蘇村

3の項の表21の19の項を次のように改める。

21の19	県道熊本田原坂線	第三種 禁止地域	町道石橋～原古閑線と の交点（植木町円台寺 地内）	新豊岡橋（植木町豊岡 地内）	路端から100 メートル以内	植木町
-------	----------	-------------	---------------------------------	-------------------	-------------------	-----

3の項の表21の21の項を次のように改める。

21の21	県道矢部阿蘇公園線	第二種 禁止地域	村道六地藏上ノ原線と の交点（南阿蘇村中松 地内）	阿蘇くじゅう国立公園 の特別地域との境界	路端から300 メートル以内	南阿蘇村
-------	-----------	-------------	---------------------------------	-------------------------	-------------------	------

3の項の表21の23の項を次のように改める。

21の23	県道水俣田浦線	第三種 禁止地域	国道3号との交点（芦 北町海浦地内）	国道3号との交点（芦 北町白岩地内）	路端から100 メートル以内	芦北町
-------	---------	-------------	-----------------------	-----------------------	-------------------	-----

3の項の表21の29の項を次のように改める。

21の29	県道阿蘇公園下野線	第二種 禁止地域	阿蘇くじゅう国立公園 の特別地域との境界	県道河陰阿蘇線との交 点（南阿蘇村下野地 内）	路端から300 メートル以内	南阿蘇村
-------	-----------	-------------	-------------------------	-------------------------------	-------------------	------

3の項の表21の32の項及び21の33の項を次のように改める。

21の32	県道八代不知火線	第三種 禁止地域	八代都市計画道路八代 臨港線との交点（八代 市沖町地内）	宇城市不知火町高良と 宇城市松橋町東松崎と の境界	路端から100 メートル以内	八代市 千丁町 鏡町 竜北町 宇城市
21の33	県道北外輪山大津線	第二種 禁止地域	阿蘇くじゅう国立公園 との境界	国道57号との交点 （大津町引水地内）	路端から300 メートル以内	阿蘇市 大津町

3の項の表22の4の項を次のように改める。

22の4	阿蘇市道小堀線	第二種 禁止地域	豊肥本線との境界（阿 蘇市一の宮町宮地地 内）	阿蘇くじゅう国立公園 の特別地域との境界	路端から300 メートル以内	阿蘇市
------	---------	-------------	-------------------------------	-------------------------	-------------------	-----

熊本県告示第461号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成17年4月13日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
咲楽 宇城市松橋町曲野 2458 番地 2	有限会社寿泉	平成17年3月25日

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
咲楽 宇城市松橋町曲野 2458 番地 2	有限会社寿泉	平成17年3月25日

熊本県告示第462号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成17年4月13日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
咲楽 宇城市松橋町曲野 2458 番地 2	有限会社寿泉	平成17年3月25日

熊本県告示第463号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成17年4月13日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
訪問介護ステーション八代のぞみ 八代市港町1番地1中野ビル1階	有限会社のぞみ	平成17年3月25日

熊本県告示第464号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成17年4月13日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンター梨の木 荒尾市荒尾 2785 番地 4	社会福祉法人恵伸会	平成17年3月24日

熊本県告示第465号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成17年4月13日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスきべの家 熊本市御幸木部二丁目8番27号	医療法人社団起幸会	平成17年3月24日